

赤穂市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月13日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第4号

赤穂市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

赤穂市不育症治療費助成事業実施要綱（平成28年赤穂市訓令甲第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2号中

「

抗リン脂質抗体	抗PEIgG抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）
	抗PEIgM抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）
	抗PS/PT抗体（フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体）
	ネオ・セルフ抗体（抗β2GPI/HLA-DR抗体）

」

を

「

抗リン脂質抗体	抗PEIgG抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）
	抗PEIgM抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）
	抗PS/PT抗体（フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体）

」

に改める。

様式第2号中

「

抗リン脂質抗体	抗PEIgG抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）		円
	抗PEIgM抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）		円

	抗PS/PT抗体（フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体）		円
	ネオ・セルフ抗体（抗β2GPI/HLA/DR抗体）		円

を

「

抗リン脂質抗体	抗PEIgG抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）		円
	抗PEIgM抗体（抗フォスファチジルエタノールアミン抗体）		円
	抗PS/PT抗体（フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体）		円

に改める。

付 則

- この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- この要綱による改正後の赤穂市不育症治療費助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に実施された検査について適用し、同日前に実施された検査については、なお従前の例による。
- この要綱の施行の際現に交付されているこの要綱による改正前の赤穂市不育症治療費助成事業実施要綱第5条第3号に規定する証明書は、新要綱第5条第3号に規定する証明書とみなす。